

電気技術者のための「電気関係法規」実務講習会

CPD制度対象

電気関係業務に従事される皆さんには、「電気事業法」をはじめ、「消防法」「建築基準法」「労働安全衛生法」「省エネルギー法」に定められた電気関係条項を十分理解し、遵守することが求められています。

本講習会では、中国四国産業保安監督部をはじめとする関係諸官庁・機関のご支援・ご協力をいただき、**電気関係業務に必要とされる電気関連諸法規のポイント**について、最新の情報を交え、分かりやすく、かつ詳細に解説します。

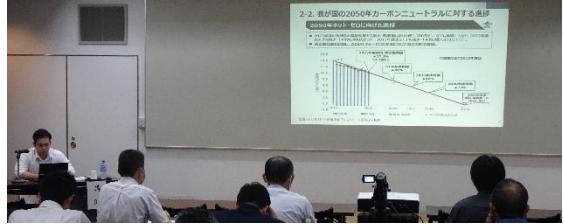
＜対象者＞

電気設備の設計、施工、保守管理に従事者されている方

電気技術者には、「電気関係法規の十分な理解」ならびに「より安全で合理的な設計・工事・保守管理」が求められています。



【実施例】

内 容	備 考
○「電気事業法」関係法規 <ul style="list-style-type: none">・電気保安法令体系・電気事業法等における保安規制・最近の保安行政	
○「建築基準法」関係法規 <ul style="list-style-type: none">・建築基準法とは・建築基準法の基礎知識・近年の建築基準法の動き	
○「労働安全衛生法」関係法規 <ul style="list-style-type: none">・制定の背景・労働安全衛生法令の体系・安全衛生管理体制・電気関係安全基準	
○「消防法」関係法規 <ul style="list-style-type: none">・消防法の概要・消防用設備等の規制・火気設備等の規制・近年の法改正	
○「省エネルギー法」関係法規 <ul style="list-style-type: none">・エネルギーをめぐる環境変化・カーボンニュートラルに向けた動き・省エネルギー法の概要・省エネルギー支援施策(補助金等)	

(注)内容の一部が変更となる可能性があります。

*詳細は約3カ月前を目途にホームページ等でご案内いたします。

受付中の講習会はこちら⇒ <https://www.jea-chugoku.jp/kosyu/ichiran.php>